

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	芦屋市 乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和8年4月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務
②事務の概要	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例及び同条例施行規則に基づき、乳幼児等(小学3年生まで)のうち受給要件を満たす者に対し、健康保険が適用される医療費の全部又は一部を助成(令和6年7月1日より所得基準額以上の者について、外来一部負担金有で助成を開始)する。 特定個人情報ファイルは、上記条例等、芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び同条例施行規則並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 1. 申請に基づく資格要件の審査及び受給資格の認定 2. 受給者証等の交付 3. 受給者証等の有効期限満了後の受給資格の更新 4. 世帯状況や健康保険の変更等による受給資格の変更、喪失 5. 医療費助成の給付管理 6. 次期医療費助成事務支援システムの構築及び移行等 7. Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務
③システムの名称	1. 医療費助成事務支援システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 次期医療費助成事務支援システム 5. Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児等医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条 別表第1の1の項、別表第2の5の項 3. 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則 第2条 別表第1の1の項第1号、別表第2の5の項 4. 番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども福祉部福祉室地域福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部福祉室地域福祉課福祉医療係 0797-38-2076
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>芦屋市情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底するよう対策しており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

